

令和3年 八潮市農業委員会8月総会 議事録

- 1 開催日 令和3年8月25日(水)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ 研修室B(2階)

- 4 出席委員 8名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 4番 渋谷 稔 10番 新井 孝美
6番 齋藤 富子 12番 鈴木 新一
8番 小倉 雅樹 14番 田中 幸夫

- 5 欠席委員 7名
委員 3番 大野ヒロ子 11番 白倉 正浩
5番 荻野 恭子 13番 鈴木 隆
7番 福岡 達則 15番 松田 淳一
9番 飯山 敏行

- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件
議案第16号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)

- 7 協議事項
八潮市都市計画審議会委員の推薦について
八潮市まちづくり・景観推進会議委員の推薦について
八潮市国民健康保険運営協議会委員の推薦について

- 8 転用等届出受理報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
- 報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について
- 報告第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長	恩田 秋弘
係長	清水 茂
主任	後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会 8月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の総会も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しまして、出席人数を削減しております。案件担当委員と議席番号、今回は偶数の委員の皆様に出席をお願いしているところでございます。

その結果、本日の出席者数は8名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮したいと思っておりますので、皆様のご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、大塚会長よりご挨拶のほうをよろしくをお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

まだまだ残暑厳しい中、お忙しいところ8月の総会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。

緊急事態宣言も東京をはじめ都府県で13だったのが、今日また8道県追加で21まで広がってきまして、八潮でも合計で1,100ちょっと超えたぐらいであり、こういう状況なので、予防対策をとり、気をつけていただきたいと思っております。

それでは、本日も最後までご協力よろしくをお願いいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、総会の資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思います。

①八潮市農業委員会 8月総会次第

A4横

- ②八潮市都市計画審議会委員の推薦について（依頼）（資料 - 1 - 1）
③八潮市まちづくり・景観推進会議の委員の推薦について（依頼）（資料 - 1 - 2）
④八潮市国民健康保険運営協議会委員の推薦について（依頼）（資料 - 1 - 3）
⑤職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について（依命通達）（資料 - 2）
⑥令和3年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について（資料 - 3）

以上で、研修参加の方は6点、ほかの方は5点ということになるかと思います。

資料の漏れ等はないでしょうか。

ありがとうございます。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

なお、次第3の議事録署名人の選任から次第8、その他まで、どうぞよろしく願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、齋藤富子委員、10番、新井孝美委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命でございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第15号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、私自身が関係する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当することから、審議終了まで退席させていただきます。

また、議事の進行は小早川会長職務代理にお願いいたします。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

—— 退席 ○番 ○○○委員 ——

○副議長 それでは、本議案につきましては、会長に代わりまして、暫時私が進行を務めさせていただきます。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇。譲渡人住所・氏名、5名おりまして、〇〇〇番地、〇〇〇、同住所、〇〇〇、〇〇番地、〇〇〇、〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇〇番地、〇〇〇。土地の所在、〇〇字〇〇〇ー〇、地目、田、地積〇〇平米、同じく〇〇、田、〇平米、〇〇、田、〇〇平米、〇〇、田、〇〇平米、〇〇、田、〇〇平米、〇〇ー〇、田、〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。権利の内容は所有権の移転となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要につきましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に隣接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場です。申請理由としまして、申請人は本社が〇〇市の〇〇〇にございまして、それと〇〇〇にも倉庫があります。そちらで運送業を営んでおりますが、今、特に〇〇〇の倉庫が手狭で、荷さばきもままならないような状況になっておりますことから駐車場を探しておりました。市街化区域や非農地では見つからなかったのですが、ここで地権者の協力が得られまして今回の申請に至ったものであります。

資金計画、調達計画につきましては、土地購入費及び造成費等としまして、記載の金額を自己資金で賄うということで、この金額に見合った金融機関の残高証明書が提示されております。

周辺農地への被害防除策としましては、敷地周囲を安全鋼板で囲み、周辺の農地等に被害が生じないように十分注意する計画となっております。安全鋼板を地面にそのまま埋め込む形で設置しますので、周囲に土砂が流れないということです。

次に、場所の説明をします。1枚めくっていただいて、3ページをご覧ください。市役所〇側の出口を出まして〇折し、〇に向かいます。〇〇〇のところで突き当たりましたら右に曲がりまして、そのまま〇〇〇線を北上してきますと、〇〇〇の手前、130メートルぐらいで〇〇方向に向かう〇〇と交わるTの字に到達します。そこを左折しまして、〇〇方向に向かって1つ目の信号を右折すると〇〇〇通りにまいますが、〇〇〇通りをずっと北上しまして1.5キロメートルほど行くと、〇〇〇線と〇〇〇の交差点に到達します。その交差点からさらに200メートルほど北上しますと信号のある交差点に到達しまして、この信号を右折して50メートルほどいきますと、北側の着色した申請地に到着します。

土地利用計画は隣の4ページのようになっておりまして、道路から入った手前に従業員の乗換え駐車スペースとして11台分、奥のほうに4トン車の駐車スペースとして13台分を整備する計画となっております。敷地手前の薄く網かけしてあるところは、こちらは緑化区域となります。八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の基準によりまして、敷地面積の10%以上は緑地を設けないといけないことになっておりまして、それを満たした計画となっているところです。参考までに、現地の様子は、1ページめくっていただいた5ページのような状態になっている状況です。事務局からは以上です。

○副議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の10番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○10番（新井孝美委員） 10番、新井でございます。

現状視察は8月21日土曜日に行いました。ふだんから通っている場所なんですけれども、もともとこの場所は管理ということで、この写真のようにフラットの状態に近い感じで今はなっております。隣接する畑なんですけれども、〇〇〇の畑になりまして、耕作に関しては影響は出ないかと思えます。

以上です。

○副議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と10番、新井孝美委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございました。

何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

12番、鈴木委員。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

参考までに聞きたいんですけども、〇〇〇のどこに倉庫がありますか。

○事務局 ちょっとこの地図には入らないんですけども……

○12番（鈴木新一委員） 従業員駐車スペースがあったので、従業員さんここからどうやって行くのかなど。

○事務局 従業員さんは、例えば自宅から自家用車で来て乗り換えて、次にトラックで仕事に行く、そういうシステムです。

○副議長 鈴木委員、よろしいですか。

○12番（鈴木新一委員） はい。

○副議長 ほかにございますか。

齋藤委員。

○6番（齋藤富子委員） 倉庫のある〇〇〇の住所だけ見てみると、離れているのかなと思いますが。

○事務局 そこと行き来するわけではないですので大丈夫です。

○副議長 ほかにございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○副議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○副議長 全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

〇〇〇の着席をお願いいたします。

—— 着席 〇番 〇〇〇委員 ——

○副議長 それでは、議案第15号の審議が終わりましたので、議事の進行を会長に戻したいと思います。皆様のご協力ありがとうございました。

○議長 小早川代理、ありがとうございました。

◎議案第16号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、議案第16号にまいります。

生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

議案第16号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）になります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇字〇〇〇、地目、畑、地積〇〇平米、仮換地後、〇街区〇画地、〇〇平米、同じく〇〇の一部、畑、〇〇の一部、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇の一部、畑、〇〇の一部、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇〇平米、〇街区〇画地、〇〇平米、合計〇〇〇平米の一部、仮換地後、〇〇〇平米。用途地域は第一種中高層住居専用地域となります。土地所有者住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇さん。

買取り希望価格、そのほか現地の場所とかは、先月お話ししましたので省略させていただきます。

こちらは先月の議案第14号で生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼をした件、こちらの回答となります。

今日までに買取り申出の報告が来ておりませんので、買取り申出なしということで回答したいと思いますが、確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

事務局で買取り申出なしということなのですが。

質問ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、議案第16号につきましては、買取り申出なしということでよろしく願いいたします。

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項にまいります。

資料ナンバー1番、八潮市都市計画審議会委員の推薦について、八潮市まちづくり・景観推進会議委員の推薦について、八潮市国民健康保険運営協議会委員の推薦についてと3件ございますが、併せて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1-1、資料1-2、資料1-3ということで、それぞれ審議会等委員の推薦の依頼が来ております。

事前にお配りしています「資料の説明」に書いてありますように、まず、資料1-1、都市計画審議会委員の推薦につきましては、現在荻野委員に就任いただいております。資料1

ー 2、八潮市まちづくり・景観推進会議委員につきましては、鈴木新一委員に就任いただいているところです。資料 1ー 3、八潮市国民健康保険運営協議会委員につきましては、齋藤委員に就任いただいているところです。

事前にお送りしたあと、就任を希望する委員さんからの申出は現在受けておりません。つきましては、3つの委員の推薦をこの場でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 それでは、どなたかこの3つのうちやってもいい、やりたいという委員さん、いらっしゃいませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 いらっしゃらないようなので、荻野委員には事前に連絡を取って、継続してもよいという回答をいただいているので、都市計画審議会委員は荻野委員に継続とさせていただきたいと思います。

次に、齋藤委員と鈴木委員につきましては、ほかに希望する人がいないようなので、できましたら継続していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ということで、今までどおりお三人とも継続という形でよろしく願いいたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7、転用等届出受理報告でございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による転用届出についてが1件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について7件、報告第4号 農地転用許可後の工事完了届について2件、報告第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について2件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮したいため、読み上げはなしにしますので、ご了承ください。

事前に目を通されているとは思いますが、今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。9ページから14ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特になければ、転用等届出受理報告は終わりにいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件ございます。

初めに、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらの依命通達につきましては、職員向けに出している通知でございます。それを一部引用しながらお話しさせていただければと思っております。

これは今度の日曜日から始まりますが、八潮市長選及び八潮市議会議員選挙が令和3年9月5日に行われる予定でございます。地方公務員であります皆様については、行政の中立的な運営とこれに対する住民の信頼の確保という要請に基づき、地方公務員法等により、地位利用による選挙運動等が罰則をもって禁止されているところでございます。

選挙に当たっても地方公務員の綱紀の厳正なる保持を強く求められている折でもあり、職員がこれらの規定に違反して責任を問われ、また、あるいはこれらの規定に違反しているかのごとき疑惑を招くような、別紙1のことを厳守されたいということで、その別紙1を見ていただきたいんですが、裏面に、選挙における公務員の注意事項ということがございます。

選挙に際してはということで、2、一般職の地方公務員についてはということで、農業委員の皆様は特別職ということになっておりますので、この部分を見ていただきながら、下の四角い囲みのところですね、特別職を含む全ての公務員は、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されており、これに違反した場合は、同法第239条の2第2項の規定により処罰されるものでありますと書いてございます。

その次のページも見ていただきますと、今度は選挙運動ということで、選挙運動の禁止、こちらは第136条の2でありますけれども、この中段に一、二辺りですか、見ていただきたいと思いますが、その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。また、その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせてはならないということで、ちょ

と読むと分かりにくいんですが、要は、皆様、特別職につきましては、地方公務員ということであります。地方公務員の政治活動というのは、我々一般職員は政治活動を認められないんですが、特別職につきましては政治活動の制限はないんです。我々地方公務員は地方公務員法で政治活動を制限されています。ただし、制限があるのは一般職の公務員であって、非常勤の特別職の地方公務員である農業委員の皆様については政治活動の制限はございません。

ただ、この政治活動というのはどういうものかということ、政治上の主義、施策を推進し、支持し、若しくは反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的として行う一切の活動から選挙運動へわたる行為を除いたものということで、選挙運動を除いたものでこういうことを政治活動というんですが、じゃ、選挙運動とはどういうものかということ、ちょっとわかりにくいですが、選挙運動というのは、一般的にはその選挙の告示日、要は日曜日ですね、告示日の立候補の届出を受理されたときから投票日の前日までの間に限って行うことができます。したがって、立候補届前は全ての運動が禁止されている。これは立候補前には選挙運動というのは禁止されているんです。これは事前運動というのがあって、そういうものもあると。

こういうちょっとややこしいのがあるんですが、要は、最後に申し上げたいのは、公務員の選挙運動の禁止ということで、選挙運動は公職選挙法上、特定の選挙において特定候補者の当選を目的として投票を得る、または取らせるために直接または間接に選挙人に働きかける行為とされております。

この公職選挙法上の全ての公務員は、地位を利用した選挙運動は禁止されています。地位を利用された選挙運動とは、公務員等がその公の地位をもって、職務上の組織や身分上の上下関係を利用したり、許認可などの権限、職務権限を利用して選挙運動を行うことなどとされております。

とりわけ特別職の公務員の皆様につきましては、選挙運動への深入りは地位を利用したとみなされやすいので、特に行動、言動には注意していただきたいというのがこの通知でございます。

いま一度この内容をご確認していただいた上で、注意していただきますよう事務局のほうからお願い申し上げます。選挙がこれから始まりますが、農業委員の皆様は顔も名前も売れているということもありますので、こういう選挙運動に関わることで、市民の方から誤解を招かれないような行動を取っていただければということで、ご注意くださいということでございます。

事務局からは以上でございます。長々と申し訳ございません。

○8番（小倉雅樹委員） 8番、小倉です。

よく市会議員に出る人が、何か小倉さん、木曾根とか誰も出ていないので誰々さんのうちを回りたいんですけれどもとか来るんです。自分は知っているから、よくあそこのうちの人、あそこのうちの人と回ってくれませんかと言われるんですけれども、それも選挙運動等に関わることになるんですか。

○事務局 これ、今の読み上げた内容、まず私も専門じゃないのですけれども、これもいつも選挙管理委員のほうから聞いたりして、今回大塚会長からも先ほど、運動期間はいつなのというので確認したところがあったんですけれども、先ほど読み上げていくと、選挙運動とはということで、投票を得る、または得させるために直接、間接的に働きかける行為というのを選挙運動だということで、実際その選挙運動というのは、さっき言ったように、告示日があって、投票日前日までなんです。でも、その事前運動はやってはいけないというのが定められている。というのは、選挙人の人、候補者は、事前運動をやってはいけないと。

今のお話なんかですと、もしかしたら選挙運動、事前運動に値するのかもしれませんがね。その人に地位を利用して投票を得るようなこととか、投票していただくような話をすると、それが、ただ、皆さんが農業委員じゃないと思っている人もいれば、中には農業委員の人が動いているんだというふうに誤解を招かねないというのがあるので、先ほど言った、利用したようにみなされやすい行動は極力この期間は控えていただいたほうがいいのかなと。

○8番（小倉雅樹委員） 一緒に回ったら必ずよろしく申し上げますと言ってしまう。

○4番（渋谷 稔委員） やめておいたほうがいいですね。

○議長 もし訴えられると2年以下の禁固または30万円以下の罰金だからね。そういうのを考えると、なるべく参加しないほうが無難なのかなという気がします。

○事務局 ということで、ひとつ皆さんご注意いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ということで。皆さん、気をつけてください。

それでは、次に、令和3年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちら、先月の総会で紹介させていただいた研修会の再確認ということで、参加されない方には配っていないんですけれども、参加される方には改めて期日と場所を確認したいということで配付させていただきました。

9月17日の午後1時30分から3時45分までの予定で、八潮市役所第2会議室で行う予定です。

一応参加予定が、大塚会長、小早川代理、大野委員、荻野委員、福岡委員、飯山委員、臼倉委員、鈴木新一委員となっております、よろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナの状況によっては、場合にはよってはオンライン開催さえもどうなるかというところ

ろがあるんですけども、その場合は、たしか今月末ぐらいまでには農業会議のほうから通知が来るということでしたので、中止になった際はすぐ電話連絡させていただきますのでよろしくをお願いします。もし何も連絡がなかった場合は実施するというので、9月17日金曜日、午後1時30分から八潮市役所第2会議室ということで、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 次に、令和3年度農家経営及び農地利用状況に関する調査、8・1調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、8・1調査の件ですが、8月24日、昨日までの回収率のほうが約78%となっています。例年ぐらいの回収率となっているところなんですけど、まだ提出いただけていない農家さんのほうには、例年ですと農業委員さんに各家庭を回って下さいということで調査票の回収をお願いしているところなんですけど、今年も新型コロナウイルスの感染症蔓延ということで、緊急事態宣言下であるということから、まずは調査票のほうを再度、未提出の方に事務局のほうから郵送しまして、それでも未提出のお宅があったときには、来月の総会のときに委員さんに回収のお願いすることになるかもしれませんが、そのときはよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和3年9月22日になります。祝日等がちょっといろいろある関係で日にちをずらしましたので、22日の水曜日、場所が市役所の2階の第2会議室での開催となります。

コロナウイルスの感染の状況からしまして、来月も恐らく半数での開催になると思われませんが、今度は議席番号、奇数の委員の皆様に出席をお願いすることとなるかと思えます。また改めて開催の通知ということで、文書でご案内しますので、よろしく願いいたします。

来月は9月22日水曜日です。

以上です。

○議長 それでは、最後に、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○事務局 農地パトロールのことなんですけど、例年ですと9月の下旬に合同パトロールということで、以前は何台かの車に分乗していただいて、各地区ごとにパトロールしていたんですけども、去年はコロナ禍で車に複数人同乗してのパトロールはよろしくないだろうということで、個人個人で担当地区を回っていただいたんですけども、今年もその状況と変わらないので、また複数人の合同パトロールというのは行わないで、各個人個人で担当地区を回っていただく方法で実施しようかと考えております。

来月の総会までに各担当地区の住宅地図等をそろえてお渡ししたいと思いますので、来月の総会以降、農地パトロールのほうをよろしくお願ひしたいと思います。また、来月改めてお知らせさせていただきます。

以上です。

○議長 ほかにございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはお暑い中、またご多用の中を8月の八潮市農業委員会総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

会長の挨拶にもございましたように、ワクチンの接種も進んでおりますけれども、感染者の数は一向に減る様子が見えません。この先どうなるのか、ちょっと不安にもなるわけがございますけれども、話は変わりました、昼の番組で皆さんも時々見られると思いますが、今日の昼めし旅では、越谷の〇〇さんがねぎのチヂミを作っておる映像がありました。皆さんもご覧になった方もいます。

最近、私ユーチューブで、〇〇〇、〇〇〇、この方は広島の方ですけれども、もう結構有名な方でして、もう一人、茨城の方、〇〇〇さん、この方も有名な方で、これが結構家庭菜園の方に人気があるというんですけれども、内容は家庭菜園の方にはちょっと高等過ぎるんじゃないかと。我々も参考になる点が幾つかございますので、私も定期的に見ているんですけれども、そうしたら、先日、女性の方で、たしか78歳だと思ふんです、〇〇〇ちゃんといってユーチューバーなんです。農作業のユーチューブで、元気な方がいろいろな機械を乗りこなして、すごいなど。こういう方もいらっしゃるんだなと思ひまして感心した経緯があります。

余計な話をしてしまいましたが、これからまだまだ暑さが続きます。そして、秋冬の作物の準備をしなければいけない時期でございます。お盆の近く1週間ちょっと天候がぐずついて予定が狂った方もいらっしゃると思ひますけれども、これから体に気をつけて農作業をし

ていただきたいと思ひます。

以上をもちまして、8月八潮市農業委員会総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時50分